平成２９年（フ）第５４５８号
大阪市浪速区恵美須西３丁目14番35―819号、前住所大阪市浪速区恵美須西３丁目14番35―1206号
債務者　和田　麻紀
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５２１号
大阪市平野区加美東４丁目３番16―705号
債務者　白山　靖明
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５８１号
大阪市西成区長橋１丁目９番１―306号
債務者　片上　勝見
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５８２号
大阪市西成区長橋１丁目９番１―306号
債務者　片上　和代
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６５０号
大阪府東大阪市菱屋西４丁目８番26号　グロースハイツ菱屋西　212号
債務者　板倉　克宇
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６８７号
大阪府大東市三箇６丁目15番６号　ロッソ・アロッジオ203号
債務者　上西　徹
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６９０号
大阪府八尾市青山町５丁目２番30号
債務者　藤本　昌子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８１号
仙台市泉区寺岡５丁目８番地の６　１Ｆ
債務者　岡部　伸哉
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９０１号
仙台市太白区中田町字二軒橋36番地の９、従前の住所仙台市青葉区宮町１丁目３番36号　コーポ青葉106
債務者　日比野萌子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９０４号
仙台市青葉区小田原７丁目５番33―103号、従前の住所仙台市宮城野区鉄砲町中３番地の４　プラザ和光905
債務者　飯田　陽子（旧姓作間）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
福島県いわき市常磐関船町上関74―１　ドルチェ・グランメールＢ　１階102号室、住民票上の住所福島県いわき市内郷宮町金坂28番地
債務者　國井　香世
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１４１号
茨城県日立市末広町２丁目８番26―106号
債務者　立子山一彦
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１４２号
茨城県日立市末広町２丁目８番26―106号
債務者　立子山秀子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第３５５号
千葉県佐倉市白銀１丁目17番地４
債務者　石井　暁子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３６４号
千葉県八街市八街ほ1030番地102
債務者　加藤　照夫
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３６６号
千葉県印西市木刈１丁目１番地２棟502号
債務者　堀内　卓人
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８５号
千葉県茂原市下永吉528番地３（トレジャー201）
債務者　長濱有里紗
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係